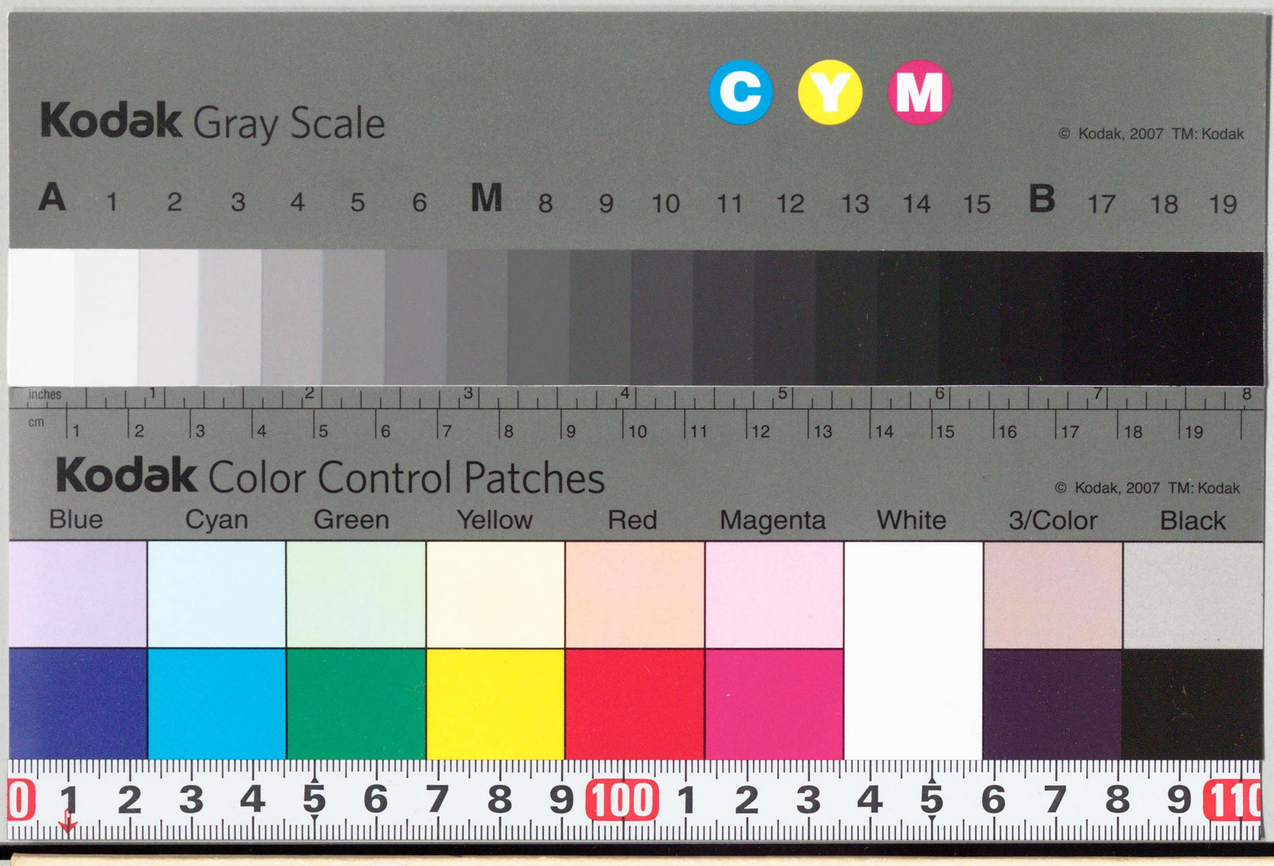

CZ-4-3
1200404246561
CZ 4 3
禁覆

第五十三回国会制定法

会期 〔昭和四十一年十二月三十日から〕昭41法139―法151・〔昭和四十二年十二月二十日まで〕昭42法1・法2

参議院法制局

第五十三回国会制定法

会　期　(昭和四十一年十一月三十日から)昭41法139―法151・
　　(昭和四十一年十二月二十日まで)昭42法1・法2

参　議　院　法　制　局

320.91
Sa594k
C2
4
3

凡例

一、本書は、第五十三回国会（臨時会）（昭和四十一年十一月三十日から昭和四十一年十二月二十日まで）を通過成立した法律十五件（閣法十二件、衆法三件）―昭和四一年法律第一三九号から同第一五一号まで、昭和四二年法律第一号・同第二号―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて、配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、索引及び本文の題名の下に「（衆法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員提出のものであることを示し、その他は、すべて内閣提出のものである。

42.3.29
721931

目　次

法律第百三十九号　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年十二月二十一日公布）……一
法律第百四十号　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年十二月二十一日公布）……三
法律第百四十一号　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和四十一年十二月二十一日公布）……一五
法律第百四十二号　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年十二月二十一日公布）……一九
法律第百四十三号　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年十二月二十一日公布）……二一
法律第百四十四号　昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年十二月二十一日公布）……二三
法律第百四十五号　農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律（昭和四十一年十二月二十一日公布）……二七
法律第百四十六号　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和四十一年十二月二十六日公布）……二八
法律第百四十七号　炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年十二月二十六日公布）……三〇
法律第百四十八号　昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和四十一年十二月二十六日公布）（衆法）……三一
法律第百四十九号　特定船舶整備公団法の一部を改正する法律（昭和四十一年十二月二十六日公布）……三三
法律第百五十号　内航海運業法の一部を改正する法律（昭和四十一年十二月二十六日公布）……三八
法律第百五十一号　石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年十二月二十八日公布）……四三

法律第　一　号　旧勲章年金受給者に関する特別措置法（昭和四十二年一月十八日公布）（衆法）……四四
法律第　二　号　連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年一月十八日公布）（衆法）……四六

件名索引（五十音順）

（注）○印は、第五十三回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によつて改廃された法律を示す。
例えば、
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭四一―法一四九）
とあるのは、昭和四十一年法律第百四十九号（特定船舶整備公団法の一部を改正する法律）によつて、印紙税法（明三二―法五四）が一部改正されたことを示す。

（い）

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・一二・二一・法一四〇）……三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭四一―法一四九）……三六

（う）

△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭四一―法一四九）……三七
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭四一―法一五〇）……四一

（き）

○旧勲章年金受給者に関する特別措置法（昭四二・一・一八・法一）（衆法）……四四
△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭四一―法一四九）……三六

（け）

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・一二・二一・法一四三）……二一

（こ）

△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭四一―法一四九）……三六
△港湾運送事業法（昭二六―法一六一）の一部改正（昭四一―法一五〇）……四一

（さ）

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・一二・二一・法一四二）……一九

（し）

○昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・一二・二一・法一四四）……二三

○昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭四一・一二・二六・法一四八）（衆法）……三一

△所得税法（昭四〇―法三三）の一部改正（昭四一―法一四九）……三六

（せ）

○石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一・一二・二八・法一五一）……四三

△石炭鉱業合理化臨時措置法（昭三〇―法一五六）の一部改正（昭四一―法一四九）……三六

△石炭鉱山保安臨時措置法（昭三六―法一九四）の一部改正（昭四一―法一五一）……四三

△船舶整備公団法（昭三四―法四六）の一部改正（昭四一―法一五〇）……四二

（そ）

△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭四二―法一）……四五

（た）

○炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一・一二・二六・法一四七）……三〇

（ち）

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭四一・一二・二六・法一四六）……二八

△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭四一―法一四九）……三六

△地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭三七―法一六三）廃止（昭四一―法一四六）……二九

（と）

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・一二・二一・法一三九）……一

○特定船舶整備公団法の一部を改正する法律（昭四一・一二・二六・法一四九）……三三

改題―「船舶整備公団法」

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭四一―法一四九）……三六

（な）

○内航海運業法の一部を改正する法律（昭四一・一二・二六・法一五〇）……三八

（の）

○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律（昭四一・一二・二一・法一四五）……二七

（ほ）

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭四一・一二・二一・法一四一）……一五

△防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三二―法一五五）の一部改正（昭四一―法一四一）……一八

△法人税法（昭四〇―法三四）の一部改正（昭四一―法一四九）……三六

（れ）

○連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・一・一八・法二）（衆法）……四六

部門別索引

（注）一、第五十三回国会を通過成立した法律を、第一憲法、第二行政一般、第三地方制度、第四司法・法務、第五民事法、第六労働、第七租税・専売、第八農林・水産、第九商工、第一〇運輸及び第一一国防の一一部門に分類して掲載した。

二、○印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて改廃された法律を示す。

例えば、

△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭四二―法一）とあるのは、昭和四十二年法律第一号（旧勲章年金受給者に関する特別措置法）によつて、総理府設置法（昭二四―法一二七）が一部改正されたことを示す。

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・一二・二一・法一三九）……一

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・一二・二一・法一四〇）……三

△行政管理庁設置法（昭二三―法七七）の一部改正（昭四一―法一四九）……三六

△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭四二―法一）……四五

第三　地方制度

○昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・一二・二一・法一四四）……一三

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭四一・一二・二六・法一四六）……一八

△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭四一―法一四九）……三六

△地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭三七―法一六三）廃止（昭四一―法一四六）……一九

第四　司法・法務

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・一二・二一・法一四二）……一九

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・一二・二一・法一四三）……二一

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・一二・二一・法一四四）……二一

○公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭四一―法一四九）……三六

第二　行政一般

○旧勲章年金受給者に関する特別措置法（昭四二・一・一八・法一）（衆法）……四四

第一　憲法

第五　民事法

○連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭四二・一・一八・法二）（衆法）……四六

第六　労働

○炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一・一二・二六・法一四七）……三〇

第七　租税・専売

○昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭四一・一二・二六・法一四八）（衆法）……三一

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭四一―法一四九）……三六

△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭四一―法一四九）……三六

△所得税法（昭四〇―法三三）の一部改正（昭四一―法一四九）……三六

△法人税法（昭四〇―法三四）の一部改正（昭四一―法一四九）……三六

第八　農林・水産

○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律（昭四一・一二・二一・法一四五）……二七

第九　商工

○石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一・一二・二八・法一五一）……四三

△石炭鉱業合理化臨時措置法（昭三〇―法一五六）の一部改正（昭四一―法一四九）……三六

△石炭鉱山保安臨時措置法（昭三六―法一九四）の一部改正（昭四一―法一五二）……四三

第一〇　運輸

○特定船舶整備公団法の一部を改正する法律（昭四一・一二・二六・法一四九）……三三

改題―「船舶整備公団法」

△船舶整備公団法（昭三四―法四六）の一部改正（昭四一―法一五〇）……四二

○内航海運業法の一部を改正する法律（昭四一・一二・二六・法一五〇）……三八

△運輸省設置法（昭二四―法一五七の一部改正（昭四一―法一四九）……三七

△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭四一―法一五〇）……四一

△港湾運送事業法（昭二六―法一六一）の一部改正（昭四一―法一五〇）……四一

第一一　国防

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭四一・一二・二一・法一四一）……一五

△防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三二―法一五五）の一部改正（昭四一―法一四一）……一八

法律第百三十九号（昭四一・一二・二一）

◎特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「別表第三」を「第一項又は前項の規定」に改め、「の号俸」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　秘書官の俸給月額は、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる八号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる七号俸の俸給月額との差額を加えた額又はその差額の二倍に相当する額を加えた額とすることができる。

第四条第二項中「四千九百円」を「五千九百円」に、「九千円」を「九千四百円」に改める。

第九条中「四千九百円」を「五千九百円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	四〇〇、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	三〇〇、〇〇〇円
内閣法制局長官 公正取引委員会委員長 宮内庁長官	二六〇、〇〇〇円
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 政務次官	二五〇、〇〇〇円
内閣官房副長官 総理府総務副長官 侍従長	二四〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員長 文化財保護委員会委員長 地方財政審議会会長 式部官長	二二〇、〇〇〇円

土地調整委員会委員	
首都圏整備委員会の常勤の委員	
社会保険審査会の委員長及び委員	
労働保険審査会委員	
行政監理委員会委員	
地方財政審議会委員	
原子力委員会の常勤の委員	二〇〇、〇〇〇円
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員	
科学技術会議の常勤の議員	
運輸審議会委員	
東宮大夫	

別表第二

官職名	俸給月額
大使	五号俸　二六〇、〇〇〇円 四号俸　二四〇、〇〇〇円 三号俸　二二〇、〇〇〇円 二号俸　二〇〇、〇〇〇円 一号俸　一七〇、〇〇〇円
公使	四号俸　一四〇、〇〇〇円 三号俸　一二〇、〇〇〇円 二号俸　一〇〇、〇〇〇円 一号俸　一七〇、〇〇〇円

別表第三

官職名	俸給月額
秘書官	八号俸　一〇〇、五〇〇円 七号俸　九〇、五〇〇円 六号俸　八一、〇〇〇円 五号俸　七二、〇〇〇円 四号俸　六三、五〇〇円 三号俸　五五、五〇〇円 二号俸　四七、五〇〇円 一号俸　四二、五〇〇円

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、昭和四十一年九月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百四十号（昭四一・一二・二一）

◎一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「官職」の下に「（医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の官職を除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの　月額五千円

第十一条第三項本文中「六百円」を「千円」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十二条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「千百円」を「千六百円」に、「五百円をこえるときは、五百円」を「八百円をこえるときは、八百円」に、「利用する外」を「利用するほか」に、「四百五十円」を「五百円」に、「五百円に満たないときは五百円」を「五百八十円に満たないときは五百八十円」に改め、同条第三項中「四百五十円」を「五百円」に、「五百円」を「五百八十円」に改める。

第十九条の五第一項中「第十三条の二」を「第十三条」に、「第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する職員」を「指定職俸給表の適用を受ける職員」に改める。

第二十二条第一項中「勤務、一日につき四千九百円」を「勤務一日につき、五千九百円」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表

イ　行政職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額	7等級 俸給月額	8等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	83,100	60,800	—	—	—	25,700	22,100	16,600
2	87,300	64,000	52,800	43,100	33,600	27,400	23,300	17,300
3	91,500	67,200	55,300	45,400	35,800	29,100	24,500	18,000
4	95,700	70,400	57,800	47,700	38,000	31,000	25,700	18,700
5	99,900	73,600	60,300	50,000	40,200	32,900	27,200	19,500
6	104,100	76,800	62,800	52,300	42,400	34,900	28,700	20,300
7	108,300	80,000	65,300	54,600	44,600	36,900	30,400	21,200
8	112,500	83,200	67,800	56,900	46,800	38,900	32,100	22,100
9	116,700	86,400	70,300	59,200	49,000	40,900	33,800	23,100
10	120,700	89,400	72,800	61,500	51,200	42,800	35,500	24,100
11	124,100	91,900	75,200	63,700	53,100	44,700	37,000	25,100
12	126,500	94,400	77,600	65,900	55,000	46,600	38,500	26,100
13	128,900	96,300	80,000	68,100	56,900	48,500	40,000	27,200
14	131,000	98,200	82,400	70,300	58,200	49,800	40,900	28,300
15	133,100	100,100	84,200	72,300	59,500	51,100	41,800	29,100
16			86,000	74,300	60,500	52,100		29,800
17				76,000	61,500	53,100		30,500
18				77,700	62,500	54,100		
19					63,500	55,100		

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ　行政職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	33,200	25,600	22,300	16,800	14,300
2	34,900	27,000	23,400	17,600	14,900
3	36,600	28,400	24,500	18,400	15,500
4	38,300	30,000	25,600	19,200	16,100
5	40,100	31,600	26,800	20,100	16,800
6	41,900	33,200	28,000	21,200	17,500
7	43,700	34,700	29,300	22,300	18,200
8	45,300	36,200	30,600	23,400	19,000
9	46,900	37,600	31,900	24,500	19,900
10	48,500	39,000	33,200	25,500	20,800
11	40,900	40,400	34,500	26,500	21,700
12	51,200	41,800	35,700	27,500	22,600
13	52,500	43,100	36,900	28,500	23,500
14	53,800	44,300	38,100	29,300	24,400
15	55,100	45,500	39,300	30,100	25,200
16	56,100	46,500	40,300	30,900	25,900
17	57,100	47,500	41,300	31,700	26,600
18	58,100	48,500	42,300	32,500	27,200
19	59,100	49,500	43,000	33,300	27,900
20	60,100	50,300	43,700	34,000	28,500
21	61,100	51,100	44,400	34,700	29,100
22	62,000	51,900	45,100	35,400	29,800
23	62,900	52,600	45,700	36,100	30,500
24	63,800	53,300	46,300	36,700	31,200
25	64,700	54,000	46,900	37,300	31,900
26	65,600			37,900	32,500
27					33,100
28					33,700
29					34,300
30					34,900

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二　税務職俸給表

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	70,400	60,800	—	—	29,800	24,500	18,100
2	73,600	64,000	49,100	39,200	31,700	25,700	18,800
3	76,800	67,200	51,400	41,400	33,600	27,200	19,600
4	80,000	70,400	53,700	43,600	35,600	28,700	20,400
5	83,200	73,600	56,000	45,800	37,600	30,400	21,200
6	86,400	76,100	58,300	48,000	39,600	32,100	22,100
7	89,400	78,600	60,600	50,200	41,600	33,800	23,100
8	92,400	81,100	62,900	52,400	43,600	35,500	24,100
9	94,900	83,200	65,200	54,600	45,600	37,200	25,100
10	97,400	85,300	67,500	56,800	47,500	38,900	26,100
11	99,500	87,300	69,700	58,700	49,400	40,400	27,500
12	101,600	89,300	71,900	60,600	51,300	41,900	28,900
13		91,300	74,100	62,500	53,200	43,400	29,900
14		93,100	76,300	63,800	54,500	44,300	30,700
15		94,900	78,300	65,100	55,500	45,200	31,500
16			80,300	66,100	56,500		
17			82,000	67,100			
18			83,700				
19			85,400				
20			87,100				
21			88,800				

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三　公安職俸給表

イ　公安職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	70,400	60,800	—	—	24,500	21,200	19,000
2	73,600	64,000	49,100	34,800	26,100	22,200	19,700
3	76,800	67,200	51,400	37,000	28,000	23,200	20,400
4	80,000	70,400	53,700	39,200	29,900	24,500	21,200
5	83,200	73,600	56,000	41,400	31,900	26,000	22,200
6	86,400	76,100	58,300	43,600	33,900	27,800	23,200
7	89,400	78,600	60,600	45,900	35,900	29,700	24,500
8	92,400	81,100	62,900	48,200	37,900	31,600	26,000
9	94,900	83,200	65,200	50,500	39,900	33,500	27,800
10	97,400	85,300	67,500	52,700	41,900	35,400	29,600
11	99,500	87,300	69,700	54,900	43,900	37,300	31,500
12	101,600	89,300	71,900	57,100	45,900	39,200	33,400
13		91,300	74,100	59,000	47,900	41,100	35,300
14		93,100	76,300	60,900	49,900	43,000	37,200
15		94,900	78,300	62,800	51,800	44,900	39,100
16			80,300	64,100	53,700	46,800	41,000
17			82,000	65,400	55,100	48,700	42,900
18			83,700	66,400	56,500	50,600	44,800
19			85,400	67,400	57,500	52,300	46,600
20			87,100	68,400	58,500	53,700	48,400
21			88,800	69,300	59,500	55,100	50,000
22				70,200	60,500	56,100	51,500
23				71,100	61,400	57,100	52,500
24					62,300	58,100	53,400
25					63,200	59,000	54,300
26					64,100	59,900	55,200
27						60,800	56,100
28						61,700	57,000
29							57,900
30							58,800

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　公安職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	70,400	60,800	—	—	29,800	24,500	18,400	15,600
2	73,600	64,000	49,100	39,200	31,700	25,700	19,300	16,200
3	76,800	67,200	51,400	41,400	33,600	27,200	20,200	16,900
4	80,000	70,400	53,700	43,600	35,600	28,700	21,200	17,600
5	83,200	73,600	56,000	45,800	37,600	30,400	22,200	18,400
6	86,400	76,100	58,300	48,000	39,600	32,100	23,200	19,200
7	89,400	78,600	60,600	50,200	41,600	33,800	24,300	20,100
8	92,400	81,100	62,900	52,400	43,600	35,500	25,500	21,000
9	94,900	83,200	65,200	54,600	45,600	37,200	26,800	21,900
10	97,400	85,300	67,500	56,800	47,500	38,900	28,200	22,900
11	99,500	87,300	69,700	58,700	49,400	40,600	29,700	23,900
12	101,600	89,300	71,900	60,600	51,300	42,100	31,200	25,100
13		91,300	74,100	62,500	53,200	43,600	32,700	26,400
14		93,100	76,300	63,800	54,500	44,800	34,200	27,700
15		94,900	78,300	65,100	55,500	46,000	35,700	28,900
16			80,300	66,100	56,500	47,000	37,100	30,000
17			82,000	67,100	57,500	48,000	38,500	31,100
18			83,700			49,000	39,700	32,100
19			85,400			50,000	40,900	33,100
20			87,100				41,800	34,000
21			88,800				42,700	34,900
22							43,600	35,800

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四　海事職俸給表

イ　海事職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	62,000	47,600	36,400	27,400	19,700
2	65,300	50,500	39,100	29,000	20,600
3	68,600	53,400	41,800	30,600	21,900
4	72,000	56,300	44,400	32,200	23,200
5	75,400	59,200	46,900	34,100	24,600
6	78,800	61,800	49,400	36,100	26,000
7	82,200	64,400	51,900	38,100	27,400
8	85,600	67,000	54,400	40,100	28,700
9	89,000	69,400	56,800	42,100	30,000
10	92,200	71,800	59,200	44,100	31,300
11	95,400	73,900	61,000	45,900	32,700
12	98,600	76,000	62,800	47,700	34,100
13	101,800	77,600	64,300	49,400	35,500
14	103,900	79,200	65,800	51,000	36,800
15	106,000	80,800	67,300	52,600	38,100
16	108,100	82,400	68,800	54,100	39,400
17	110,200	84,000	70,300	55,600	40,700
18	112,200				41,900
19	114,200				43,100
20					44,200
21					45,300

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
	円	円	円	円
1	55,600	27,600	21,900	16,600
2	57,900	29,000	22,900	17,400
3	40,100	30,400	23,900	18,300
4	42,200	31,800	25,100	19,200
5	44,300	33,600	26,300	20,100
6	46,200	35,600	27,600	21,000
7	48,100	37,700	28,900	21,900
8	50,000	39,800	30,200	22,800
9	51,500	41,700	31,700	23,700
10	53,000	43,500	33,200	24,700
11	54,500	45,300	34,700	25,900
12	56,000	46,800	36,300	27,200
13	57,400	48,300	37,900	28,500
14	58,800	49,500	39,400	29,800
15	60,200	50,600	40,900	31,100
16	61,400	51,700	42,400	32,400
17	62,600	52,800	43,800	33,600
18	63,700	53,900	45,100	34,800
19	64,800	54,900	46,100	35,800
20	65,900	55,900	47,100	36,800
21	66,900	56,900	48,100	37,600
22	67,900	57,900	49,000	38,400
23	68,900		49,900	39,200
24				40,000

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　教育職俸給表

イ　教育職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	36,000	24,800	19,500
2	60,900	45,700	38,600	26,300	20,600
3	64,200	48,600	41,200	27,800	21,700
4	67,500	51,500	43,800	29,700	22,800
5	70,900	54,400	46,400	31,600	24,000
6	74,300	57,100	49,000	33,500	25,200
7	77,700	59,800	51,600	35,600	26,700
8	81,100	62,500	53,800	37,700	28,300
9	84,500	65,200	56,000	39,800	30,200
10	87,900	67,900	58,200	41,900	32,100
11	91,200	70,400	60,400	44,000	34,100
12	94,500	72,900	62,500	46,100	36,100
13	97,800	75,200	64,600	48,200	38,100
14	101,100	77,500	66,400	50,100	40,100
15	104,400	79,800	68,200	52,000	42,100
16	107,700	81,900	70,000	53,900	44,100
17	110,900	84,000	71,800	55,800	46,000
18	113,900	86,100	73,600	57,000	47,900
19	116,900	88,000	75,400	58,200	49,400
20	119,900	89,900	77,200	59,400	50,900
21	122,900	91,600	78,900	60,600	52,200
22	125,900	93,300	80,600	61,800	53,500
23	128,900	95,000	82,200	63,000	54,500
24	131,000	96,400	83,800	64,200	55,500
25	133,100	97,800	85,000	65,300	56,500
26			86,200	66,400	57,500
27			87,400	67,500	58,500

備考(一)　この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二)　この表の1等級の24号俸及び25号俸の号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　教育職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額
	円	円	円
1	—	23,300	17,900
2	51,100	24,800	18,700
3	53,400	26,100	19,500
4	55,700	27,400	20,300
5	58,000	28,900	21,400
6	60,500	30,600	22,600
7	63,000	32,300	23,800
8	65,500	34,200	25,000
9	68,000	36,200	26,300
10	70,500	38,200	27,600
11	73,000	40,300	29,200
12	85,500	42,400	30,900
13	78,000	44,500	32,800
14	80,500	46,600	34,700
15	83,000	48,700	36,600
16	85,500	50,800	38,500
17	88,200	52,900	40,400
18	90,100	55,000	42,300
19	92,200	57,100	44,200
20	94,300	59,200	45,700
21	96,400	61,300	47,200
22	98,000	63,900	48,700
23	100,000	65,500	50,200
24	101,800	67,600	51,200
25	103,600	69,700	52,200
26		71,800	53,200
27		73,900	54,200
28		75,800	55,200
29		77,700	56,200
30		79,300	57,100
31		80,900	58,000
32		82,500	58,900
33		84,000	59,800
34		85,500	60,700
35		86,700	
36		87,900	
37		89,100	

備考　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　教育職俸給表(三)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額
	円	円	円
1	—	20,300	17,900
2	41,700	21,800	18,700
3	43,800	23,300	19,500
4	45,900	24,800	20,300
5	48,000	26,000	21,400
6	50,100	27,200	22,600
7	52,200	28,600	23,800
8	54,300	30,200	25,000
9	56,400	31,800	26,200
10	58,500	33,600	27,400
11	60,600	35,500	28,800
12	62,700	37,500	30,200
13	64,800	39,500	31,800
14	66,900	41,500	33,400
15	69,000	43,500	34,900
16	71,100	45,500	36,400
17	73,200	47,500	37,900
18	75,100	49,500	39,400
19	77,000	51,400	40,600
20	78,700	53,300	41,800
21	80,400	55,100	42,700
22	82,000	56,900	43,600
23	83,500	58,400	44,500
24	85,000	59,900	45,400
25	86,200	61,400	
26	87,400	62,900	
27	88,600	64,200	
28	89,800	65,500	
29		66,800	
30		68,100	
31		69,400	
32		70,600	
33		71,800	
34		73,000	
35		74,200	
36		75,400	
37		76,500	
38		77,600	

備考　この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ　教育職俸給表(四)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	91,100	一	36,000	26,100	20,300
2	94,400	51,500	38,600	27,400	21,800
3	97,700	54,400	41,200	28,900	23,300
4	101,000	57,100	43,800	30,600	24,800
5	104,300	59,800	46,400	32,400	26,100
6	107,600	62,500	49,000	34,300	27,400
7	110,800	65,300	51,700	36,300	28,900
8	113,900	68,100	54,400	38,300	30,600
9	116,900	70,900	57,100	40,400	32,300
10	119,900	74,300	59,800	42,500	34,200
11	122,900	77,700	62,500	44,600	36,100
12	125,900	81,100	65,200	46,700	38,000
13	128,900	84,500	67,900	48,800	39,900
14	131,100	87,900	70,400	50,900	41,800
15	133,200	91,200	72,900	53,000	43,600
16		94,500	75,200	55,100	45,400
17		97,800	77,500	57,200	47,100
18		101,100	79,800	59,300	48,800
19		104,400	81,900	61,400	50,200
20		107,700	84,000	63,500	51,600
21		110,500	86,100	65,600	53,000
22		112,600	88,000	67,700	54,200
23		114,700	89,900	69,800	55,400
24			91,300	71,900	56,400
25				74,000	57,400
26				75,900	58,400
27				77,800	59,400
28				79,400	
29				81,000	
30				82,600	
31				84,100	
32				85,600	
33				86,800	
34				88,000	

備考　この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六　研究職俸給表

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	一	一	22,500	19,500	16,600
2	55,800	36,400	23,900	20,400	17,300
3	58,400	38,600	25,300	21,400	18,000
4	61,000	41,400	26,900	22,400	18,700
5	64,000	43,800	28,800	23,700	19,500
6	67,000	46,200	30,900	25,000	20,400
7	70,200	48,600	33,000	26,400	21,400
8	73,400	50,800	35,200	28,100	22,400
9	77,000	53,000	37,400	29,800	23,500
10	80,600	55,200	39,600	31,800	24,600
11	84,400	57,400	41,800	33,800	25,700
12	88,200	59,600	44,000	35,900	26,900
13	92,100	61,800	46,200	38,000	28,100
14	96,100	64,000	48,400	40,100	29,300
15	100,100	66,200	50,600	42,100	30,300
16	104,100	68,400	52,600	44,100	31,200
17	107,800	70,400	54,600	45,900	32,100
18	111,300	72,400	56,600	47,700	
19	114,800	74,400	58,600	49,300	
20	117,600	76,000	60,100	50,600	
21	120,200	77,600	61,600	51,900	
22	122,800	79,200	62,900	53,200	
23	125,400	80,600	64,200	54,200	
24	127,500	82,000	65,400	55,200	
25	129,600	83,400	66,600	56,200	
26		84,800	67,800	57,200	
27		86,200	69,000		
28		87,600			

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七　医療職俸給表
イ　医療職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
	円	円	円	円
1	77,700	55,200	一	29,000
2	81,100	58,400	46,400	31,000
3	84,500	61,600	49,300	33,000
4	87,900	64,800	52,200	35,000
5	91,200	68,000	55,100	37,700
6	94,500	71,200	57,800	40,400
7	97,500	74,400	60,500	43,100
8	100,500	77,600	63,200	45,700
9	103,500	80,800	65,900	48,300
10	106,500	84,000	68,600	50,900
11	109,300	86,800	71,300	53,500
12	112,100	89,600	73,900	55,400
13	114,900	92,400	76,500	57,300
14	117,600	94,800	79,100	59,200
15	120,200	97,200	80,700	61,100
16	122,800	99,000	82,300	63,000
17	125,400	100,800	83,700	64,900
18	127,500	102,600	85,100	66,800
19	129,600	104,400	86,500	68,500
20			87,900	70,200
21			89,300	71,500
22				72,800
23				74,100

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職俸給表(二)

号俸 ＼ 職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	63,000	45,100	29,600	22,100	19,500	17,300
2	66,300	47,600	31,700	23,200	20,300	18,000
3	69,600	50,100	33,800	24,500	21,200	18,700
4	72,900	52,600	35,900	25,700	22,100	19,500
5	76,200	55,100	38,100	27,400	23,200	20,300
6	79,500	57,600	40,300	29,100	24,400	21,200
7	82,800	60,100	42,500	31,000	25,600	22,100
8	85,600	62,400	44,700	32,900	27,000	23,100
9	88,400	64,700	46,900	34,900	28,500	24,000
10	91,100	66,900	49,100	36,900	30,200	24,700
11	93,800	69,100	51,300	38,900	31,900	25,400
12	95,700	71,100	53,200	40,900	33,600	26,100
13	97,600	73,100	55,100	42,800	35,300	26,800
14	99,300	75,100	57,000	44,700	37,000	
15	101,000	76,600	58,500	46,500	38,500	
16	102,700	78,100	60,000	48,300	40,000	
17		79,600	61,100	49,600	40,900	
18		81,100	62,200	50,900	41,800	
19				51,900	42,600	
20				52,900	43,400	
21				53,800		
22				54,700		

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職俸給表(三)

号俸 ＼ 職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	37,700	29,000	21,500	17,800
2	39,800	30,900	22,500	18,700
3	41,900	33,000	23,600	19,600
4	44,000	35,100	24,700	20,500
5	46,100	37,200	25,800	21,500
6	48,200	39,200	27,200	22,500
7	50,300	41,200	28,700	23,500
8	52,300	43,200	30,300	24,600
9	54,300	45,200	31,900	25,700
10	56,300	47,000	33,500	27,000
11	58,300	48,800	35,100	28,400
12	60,300	50,600	36,700	29,800
13	61,800	52,100	38,300	31,200
14	63,300	53,600	39,800	32,600
15	64,800	54,800	41,000	34,000
16	66,300	56,000	42,200	35,000
17	67,800	57,200	43,400	36,000
18	69,000	58,200	44,600	36,900
19	70,200	59,100	45,600	37,800
20	71,400	60,000	46,500	38,700
21	72,500	60,900	47,400	
22	73,600	61,800	48,300	
23	74,700	62,700		
24	75,700			
25	76,700			
26	77,700			

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八　指定職俸給表

号俸	俸給月額 甲	俸給月額 乙
	円	円
1	180,000	116,000
2	190,000	124,000
3	200,000	132,000
4	210,000	140,000
5	220,000	148,000
6	230,000	156,000
7	250,000	164,000
8		172,000
9		180,000

備考　この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

（指定職俸給表の乙欄の俸給月額の切替え）

2　昭和四十一年九月一日（以下「切替日」という。）の前日において指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受ける職員の切替日における俸給月額は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により切替日の前日においてその者の受ける給与額を基準として、人事院が定める。

（特定の号俸の切替え等）

3　切替日の前日においてその者の受ける号俸が附則別表に掲げる職務の等級の一号俸である職員の切替日における号俸は、一号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（最高号俸等の切替え等）

4　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）

5　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

6　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

7　附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

8　改正前の法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

9　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（内閣総理・各省大臣署名）

附則別表

俸給表	職務の等級		
行政職俸給表(一)	3等級	4等級	5等級
税務職俸給表	3等級	4等級	
公安職俸給等(一)	3級等	4等級	
公安職俸給表(二)	3等級	4等級	
教育職俸給表(一)	1等級	2等級	
教育職俸給表(二)	1等級		
教育職俸給表(三)	1等級		
教育職俸給表(四)	2等級		
研究職俸給表	1等級	2等級	
医療職俸給表(一)	3等級		

法律第百四十一号（昭四一・一二・二一）

◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「六百円、」を「千円、」に改める。

第十八条第二項中「四千六百四十円」を「五千七十円」に改める。

第二十二条の二第一項中「第十四条まで、第十六条」を「第十三条まで、第十四条（隔遠地手当に係る部分を除く。）」に、「第六条第一項の規定に基づく政令で指定する職員」を「第六条の規定の適用を受ける職員」に改める。

第二十五条第二項中「九千二百円」を「九千八百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　参事官等俸給表

号俸	指定職俸給月額 甲	指定職俸給月額 乙	職務の等級 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
	円	円		円	円	円	円
1	180,000	116,000	1	92,700	67,900	—	37,500
2	190,000	124,000	2	97,400	71,400	58,900	39,900
3	200,000	132,000	3	102,100	74,900	61,700	42,400
4	210,000	140,000	4	106,800	78,500	64,500	44,900
5	220,000	148,000	5	111,500	82,100	67,300	48,000
6		156,000	6	116,200	85,700	70,100	50,600
7		164,000	7	120,900	89,300	72,900	53,200
8		172,000	8	125,500	92,800	75,700	55,800
9		180,000	9	130,100	96,300	78,400	58,400
			10	134,700	99,700	81,100	61,000
			11	138,400	102,500	83,800	63,500
			12	141,100	105,300	86,500	66,000
			13	143,800	107,500	89,200	68,500
			14	146,100	109,600	91,900	71,000
			15	148,400	111,700	93,900	73,500
			16			95,900	76,000
			17				78,400
			18				80,700
			19				82,900
			20				84,800
			21				86,700

備考　この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二　自衛官俸給表

階級＼号表	陸将 海将 空将			陸将補 海将補 空将補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
	俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙	丙														
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	180,000	116,000	97,200	82,300	68,000	57,200	—	43,300	35,600	32,900	25,800	21,900	20,400	18,200	16,500	15,100	14,200
2	190,000	124,000	101,900	85,900	71,500	59,700	54,600	45,700	37,900	34,000	27,900	23,600	21,800	19,300	17,300		
3	200,000	132,000	106,600	89,500	75,100	62,200	57,100	48,100	40,200	35,100	30,000	25,700	23,500	20,400	18,100		
4	210,000	140,000	111,300	93,100	78,700	64,800	59,700	50,700	42,500	37,300	32,200	27,800	25,500	21,500	19,000		
5	220,000	148,000	116,000	96,700	82,300	67,400	62,200	53,200	44,900	39,600	34,400	30,000	27,600	22,600			
6		156,000	120,700	100,100	85,900	70,000	64,700	55,700	47,200	41,800	36,700	32,200	29,400	23,700			
7		164,000	125,300	103,500	89,500	72,500	67,200	58,200	49,500	44,000	38,900	34,400	30,700				
8		172,000	129,900	106,800	93,100	75,000	69,600	60,700	51,600	46,200	41,100	36,400	31,800				
9		180,000	134,400	109,400	96,500	77,500	71,900	63,100	53,600	48,400	43,100	37,800	32,900				
10			138,200	112,000	99,400	80,000	74,200	65,500	55,600	50,500	45,100	39,200	34,000				
11			140,900	114,300	102,100	82,500	76,500	67,900	57,400	52,600	47,100	40,600	35,000				
12			143,500	116,500	104,600	84,900	78,500	70,300	59,000	54,700	49,000	42,000	36,000				
13				118,700	106,500	87,100	80,500	72,200	60,000	56,600	50,800	43,300					
14					108,400	89,200	82,500	73,900	62,200	58,400	52,600	44,600					
15						91,200	84,200	75,200	63,800	59,800	54,000	45,800					
16						93,200	85,800	76,500	65,300	61,100	55,200	46,800					
17						95,200	87,400	77,800	66,600	62,300	56,300						
18						97,200	89,000	79,000	67,700	63,500	57,400						
19						99,100	90,600		68,800	64,600	58,400						
20						100,900	92,100			65,700	59,400						
21						102,600	93,600										

備考　この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

（俸給の切替え）

2　昭和四十一年九月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、次項、附則第五項及び附則第六項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官については、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

3　切替日の前日において防衛庁職員給与法（以下「法」という。）別表第一の指定職の乙欄、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第八の乙欄又は法別表第二の陸将、海将及び空将の乙欄に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、切替日の前日においてその者の受けていた給与額を基として、防衛庁長官が内閣総理大臣の承認を得て定める。

（改正前の俸給月額を受けていた期間の通算）

4　附則第二項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

5　切替日の前日においてその者の受けていた俸給月額が附則別表に掲げる俸給月額である職員の切替日における俸給月額は、それぞれその者が受けていた俸給月額に対応する同表に掲げる俸給月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

6　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

（切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等）

7　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の法の規定により、新たに同法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百四十号）による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（八を除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち総理府令で定める職員のこの法律による改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

8　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（改正前の俸給月額の基礎）

9　附則第二項から前項までの規定の適用については、この法律による改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

10　この法律による改正前の法の規定に基づいて、切替日からこの法律の施行の日の前月までの間に職員に支払われた給与は、この法律による改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

11　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正）

12　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項及び第十九項中「甲欄」を「甲欄又は乙欄」に改める。

附則別表

俸給表	切替日の前日において受けていた俸給月額	切替日における俸給月額
法別表第一	円 53,100	円 58,900
一般職給与法 別表第一イ	円 29,600 38,600	円 33,600 43,100
法別表第二	円 49,200	円 54,600

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百四十二号（昭四一・一二・二一）

◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号若しくは二号の報酬を受ける判事」を「判事及び一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事」に、「第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する」を「による指定職俸給表の適用を受ける」に改め、同条第二項中「及び第十五条に定める報酬月額の報酬又は一号若しくは二号の報酬を受ける判事」を削る。

第十五条中「二十二万円」を「二十三万円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分		報酬月額
最高裁判所長官		四〇〇、〇〇〇円
最高裁判所判事		三〇〇、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		二六〇、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		二五〇、〇〇〇円
判事補	一号	二二〇、〇〇〇円
判事	八号	一〇九、〇〇〇円
	七号	一二一、〇〇〇円
	六号	一三三、〇〇〇円
	五号	一四五、〇〇〇円
	四号	一六二、〇〇〇円
	三号	一八〇、〇〇〇円
	二号	二〇〇、〇〇〇円
判事補	一号	一六二、〇〇〇円
	十二号	三七、一〇〇円
	十一号	三九、三〇〇円
	十号	四三、一〇〇円
	九号	四五、八〇〇円
	八号	五一、六〇〇円
	七号	五四、六〇〇円
	六号	五九、三〇〇円
	五号	六三、九〇〇円
	四号	七〇、五〇〇円
	三号	七七、二〇〇円
	二号	八五、一〇〇円
	一号	九六、一〇〇円

二号	一四五、〇〇〇円
三号	一三三、〇〇〇円
四号	一二二、〇〇〇円
五号	一〇一、七〇〇円
六号	九六、一〇〇円
七号	八五、一〇〇円
八号	七七、二〇〇円
九号	七〇、五〇〇円
十号	六三、九〇〇円
十一号	五九、三〇〇円
十二号	五四、六〇〇円
十三号	五一、六〇〇円
十四号	四五、八〇〇円
十五号	四三、一〇〇円
十六号	三九、三〇〇円
十七号	三七、一〇〇円

簡易裁判所判事

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

2　裁判官が昭和四十一年九月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

（内閣総理・法務大臣署名）

法律第百四十三号（昭四一・一二・二一）

◎検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「一号又は二号の俸給を受ける検事」を「一号から八号までの俸給を受ける検事及び一号の俸給を受ける副検事」に、「第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する」を「による指定職俸給表の適用を受ける」に改め、同条第二項中「及び一号又は二号の俸給を受ける検事」を削る。

別表を次のように改める。

別表

区分		俸給月額
検事総長		三〇〇、〇〇〇円
次長検事		二四〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長		二五〇、〇〇〇円
その他の検事長		二四〇、〇〇〇円
検事	一号	二二〇、〇〇〇円
	二号	二〇〇、〇〇〇円

検事

三号	一八〇、〇〇〇円
四号	一六二、〇〇〇円
五号	一四五、〇〇〇円
六号	一三三、〇〇〇円
七号	一二一、〇〇〇円
八号	一〇九、〇〇〇円
九号	九六、一〇〇円
十号	八五、一〇〇円
十一号	七七、二〇〇円
十二号	七〇、五〇〇円
十三号	六三、九〇〇円
十四号	五九、三〇〇円
十五号	五四、六〇〇円
十六号	五一、六〇〇円
十七号	四五、八〇〇円
十八号	四三、一〇〇円
十九号	三九、三〇〇円
二十号	三七、一〇〇円
一号	一二一、〇〇〇円

副検事	二号	一〇一、七〇〇円
	三号	九六、一〇〇円
	四号	八五、一〇〇円
	五号	七七、二〇〇円
	六号	七〇、五〇〇円
	七号	六三、九〇〇円
	八号	五九、三〇〇円
	九号	五四、六〇〇円
	十号	五一、六〇〇円
	十一号	四五、八〇〇円
	十二号	四三、一〇〇円
	十三号	三九、三〇〇円
	十四号	三七、一〇〇円
	十五号	三三、六〇〇円
	十六号	三〇、七〇〇円

附則

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

2　検察官が昭和四十一年九月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

（内閣総理・法務大臣署名）

法律第百四十四号（昭四一・一二・二一）

◎昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「四百十四億円」を「四百六十四億五千九百万円」に改め、同条第三項中「及び第二種特例交付金」を「、第二種特例交付金及び第三種特例交付金」に、「及び百七十四億円」を「、百七十四億円及び五十億五千九百万円」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第三種特例交付金は、市町村に対して、第四条の二に定めるところにより交付する。この場合において、特別区の存する区域については市町村とみなし、その交付すべき額を都に対して交付する。

第四条の次に次の一条を加える。

（第三種特例交付金の算定方法等）

第四条の二　各市町村に対して交付すべき第三種特例交付金の額は、第三種特例交付金の総額を最近の国勢調査の結果による各市町村の人口であん分した額とする。

2　第三種特例交付金は、昭和四十二年一月に交付する。

第五条第四項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
	一　警察費	警察職員数	一人につき　九四四、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき　四三一〇銭
		道路の延長	一メートルにつき　一八五、〇〇〇
	2　橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき　四七一、〇〇〇
		木橋の延長	一メートルにつき　一一、二〇〇、〇〇〇
	3　河川費	河川の延長	一メートルにつき　二四、〇〇〇
	4　港湾費	港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長	一メートルにつき　二、四四〇、〇〇〇
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき　四、四〇〇、〇〇〇
	5　その他の土木費	人口	一人につき　四〇七、〇〇〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　四五二、七〇〇、〇〇〇
		学校数	一校につき　九三、〇〇〇、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　四三一、五〇〇、〇〇〇
		学校数	一校につき　九三、〇〇〇、〇〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき　七六〇、七〇〇、〇〇〇
		生徒数	一人につき　六、四九〇、〇〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき　一三七、〇〇〇

道府県			
四　厚生労働費	盲学校、ろう学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	一四四、〇〇〇〇〇
1　生活保護費	町村部人口	一人につき	四四七〇〇
2　社会福祉費	人口	一人につき	一八六〇〇
3　衛生費	人口	一人につき	四三九〇〇
4　労働費	工場事業場労働者数	一人につき	四八七〇〇
	失業者数	一人につき	八六、八〇〇〇〇
五　産業経済費			
1　農業行政費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	四、七四七〇〇
	農家数	一戸につき	五、九七二〇〇
2　林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	二、七〇八〇〇
3　水産行政費	水産業者数	一人につき	一九、四六七〇〇
4　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	一、〇〇〇〇〇
六　その他の行政費			
1　徴税費	道府県税の税額	千円につき	一三二〇〇
2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき	四五、〇〇〇〇〇
3　その他の諸費	人口	一人につき	五九七〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき	一八〇、〇〇〇〇〇
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇

一　消防費	人口	一人につき	五九四〇〇
二　土木費			
1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	一八〇〇
	道路の延長	一メートルにつき	一六七〇〇
2　橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	四五四〇〇
	木橋の延長	一メートルにつき	七八四〇〇
3　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二、三三〇〇〇
	港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	四、四〇〇〇〇
4　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	二一七〇〇
	土地区画整理事業の施行地区の面積	一平方メートルにつき	三六〇
5　その他の土木費	人口	一人につき	一四四〇〇
三　教育費			

市町村			
1　小学校費	児童数	一人につき	二、〇五〇〇〇
	学級数	一学級につき	一四四、八〇〇〇〇
2　中学校費	学校数	一校につき	七二四、〇〇〇〇〇
	生徒数	一人につき	二、二七〇〇〇
	学級数	一学級につき	一六〇、一〇〇〇〇
3　高等学校費	学校数	一校につき	七二六、〇〇〇〇〇
	教職員数	一人につき	七〇五、九〇〇〇〇
	生徒数	一人につき	六、三八〇〇〇
4　その他の教育費	人口	一人につき	三六二〇〇
四　厚生労働費			
1　生活保護費	市部人口	一人につき	三八一〇〇
2　社会福祉費	人口	一人につき	一〇二〇〇
3　保健衛生費	人口	一人につき	一三二〇〇
4　清掃費	人口	一人につき	四八八〇〇
5　労働費	失業者数	一人につき	八六、八〇〇〇〇
五　産業経済費			
1　農業行政費	農家数	一戸につき	四、五〇六〇〇
2　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	三三〇〇〇
3　その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	二、二〇一〇〇
六　その他の行政費			

1　徴税費	市町村税の税額	千円につき	一四二〇〇
2　戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	六〇〇〇
	世帯数	一世帯につき	二六四〇〇
3　その他の諸費	人口	一人につき	一、二二四〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき	三五一、〇〇〇〇〇
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
九　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	五七〇〇〇

第五条第五項中「百分の七十五の額」の下に「及び当該市町村に対して交付すべき第三種特例交付金の額の百分の七十五の額」を加える。

第六条第一項中「又は第二種特例交付金の額」を「、第二種特例交付金の額又は第三種特例交付金の額」に改め、同条第二項中「場合又は」を「場合、」に、「場合には」を「場合又は第三種特例交付金の総額が第四条の二第一項及び前項の規定によつて各市町村について算定した額の合算額をこえる場合には」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律第四条第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項に規定する財源不足額は、改正前の昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律第四条第一項の規定により算定したところによるものとする。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百四十五号（昭四一・一二・二一）

◎農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律

1　政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足をうめるため、昭和四十一年度において、一般会計から、六十五億五千六百万円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六条第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百四十六号（昭四一・一二・二六）

◎地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（選挙期日）

第一条 昭和四十二年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び特別区の選挙にあつては昭和四十二年四月十五日、指定都市以外の市及び町村（全部事務組合及び役場事務組合を含む。以下同じ。）の選挙にあつては同月二十八日とする。

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行なうべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なうべき期間が昭和四十二年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3 第一項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行なうべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なうべき期間が昭和四十二年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

（告示の期日）

第二条 前条の規定により行なわれる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号の区分により告示しなければならない。

一 都道府県知事の選挙にあつては、昭和四十二年三月二十一日に

二 指定都市の長の選挙にあつては、昭和四十二年三月二十六日に

三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、昭和四十二年三月三十一日に

四 特別区の議会の議員の選挙にあつては、昭和四十二年四月五日に

五 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和四十二年四月十八日に

六 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和四十二年四月二十一日に

（同時選挙）

第三条 第一条の規定により行なわれる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村の議会の議員の選挙及び市町村長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行なう。

2 第一条の規定により行なわれる指定都市又は特別区の選挙及び当該指定都市又は特別区の区域を包括する都道府県の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行なう。

（重複立候補の禁止）

第四条 第一条の規定により昭和四十二年四月十五日に行なわれる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙が行なわれる区域の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十八日に行なわれる選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第二号（同法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。）及び第八十六条第九項の規定の適用については、同法第八十七条の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

（後援団体に関する寄附等の禁止期間）

第五条 第一条第一項の規定により行なわれる選挙について、公職選挙法第百九十九条の五の規定を適用する場合においては、同条の「一定期間」とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

（政令への委任）

第六条 第一条の規定により行なわれる選挙の手続その他その執行に関し、特に必要があるときは、政令で特別の定めをすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（他の法律の廃止）

2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和三十七年法律第百六十三号）は、廃止する。

（議員の在職に関する特例）

3 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の議会の議員が第一条の規定により行なわれる都道府県の議会の議員の選挙における候補者となるため昭和四十二年三月三十一日に退職した場合（公職選挙法第九十条の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合を含む。）においては、当該市町村の議会の議員としての在職期間の取扱いについては、その者は、政令で定めるところにより、当該退職に係る議員の任期満了の日（その日が当該都道府県の議会の議員の選挙の期日以後である場合にあつては、当該選挙の期日の前日）まで引き続き当該議員として在職したものとみなす。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第百四十七号（昭四一・一二・二六）

◎炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律

炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「経歴を有すること」を「経歴を有するか、又は昭和四十一年八月三十一日において炭鉱労働者であり、かつ、昭和四十年九月一日以降において当該離職の日まで一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有すること」に改める。

第二十三条第一項第一号中「その他の地域に移住する炭鉱離職者」を「、その他の地域に移住し、又は炭鉱労働者として再就職するために移住する炭鉱離職者」に改める。

第二十三条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十五条中「第二十三条第四項」を「第二十三条第二項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　昭和四十一年九月一日からこの法律の施行の日の前日までに離職した炭鉱離職者であつて、第八条第一項の規定の改正により新たに同項、第九条第一項第一号又は第九条の二第一項若しくは第二項の規定に該当するに至つたものについては、第八条第二項本文（第九条第二項及び第九条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

3　改正後の第二十三条第一項第一号に規定する移住資金は、炭鉱離職者求職手帳の発給を受けていた炭鉱離職者であつて、昭和四十一年九月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に炭鉱労働者として再就職するため移住したものに対しても、支給することができる。

（通商産業・労働・内閣総理大臣署名）

法律第百四十八号（昭四一・一二・二六）

◎昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（衆法）

（所得税の特例）

第一条　個人が、その生産した昭和四十一年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十一年九月二十日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十二年二月二十八日までに政府に売り渡した場合には、当該個人の昭和四十一年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七条第二項の総収入金額に算入しない。

一　昭和四十一年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百八十円

二　昭和四十一年十月一日から同月十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百円

三　昭和四十一年十月十二日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百二十円

四　昭和四十一年十月二十一日から昭和四十二年二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百四十円

2　前項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の中欄に掲げる地域で生産された米穀については、当該地域の区分に応じ同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

九月二十日	北海道 秋田県 新潟県	青森県　岩手県　宮城県 山形県　福島県 石川県　福井県　富山県
九月三十日	栃木県　新潟県	
十月一日	栃木県　新潟県	
同月十一日	秋田県　山形県　福島県	
十月十二日	秋田県　山形県　福島県	
同月二十日	秋田県　山形県　福島県	
	宮城県	
	青森県　岩手県	
	北海道	
十月二十一日	秋田県　山形県　福島県	
	宮城県	
	青森県　岩手県	
	北海道	
八月三十一日		
十月二日		
十月三日		
同月十二日		
十月十三日		
同月二十一日		
同月二十五日		
同月二十七日		
同月三十一日		
十月二十二日		
十月二十六日		
十月二十八日		
十一月一日		

3　第一項の場合において、同項第二号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条第二項の規定に基づく政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百四十円とする。

（法人税の特例）

第二条　前条の規定は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人が、その生産した昭和四十一年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十一年九月二十日（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日）までに申し込み、その申し込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十二年二月二十八日までに政府に売り渡した場合について準用する。この場合において、前条第一項中「当該個人の昭和四十一年分の所得税については」とあるのは「当該農業生産法人のその売渡しの日の属する事業年度分の法人税については」と、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七条第二項の総収入金額に算入しない」とあるのは「当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する前条第一項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に、第二条第一項に規定する売渡しの日の属する事業年度（以下「売渡事業年度」という。）分の法人税につき法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下「確定申告書」という。）を提出し又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定（以下「決定」という。）を受けた第二条第一項の農業生産法人は、同項において準用する第一条第一項の規定の適用により、次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、この法律の施行の日から二月以内に限り、政令で定めるところにより、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

一　売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第二号又は第四号に掲げる金額（当該金額につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二　売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの金額につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百四十九号（昭四一・一二・二六）

◎特定船舶整備公団法の一部を改正する法律

特定船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船舶整備公団法

目次中「（第十九条・第二十条）」を「（第十九条―第二十条）」に、「（第三十三条・第三十四条）」を「（第三十三条―第三十四条）」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　船舶整備公団は、船舶及び港湾運送に関連する設備の整備等について、その資金の調達が困難である海上旅客運送事業者、海上貨物運送事業者、港湾運送事業者等に協力することにより、適正かつ円滑な海上運送及び港湾運送の確保に資することを目的とする。

第三条及び第七条中「特定船舶整備公団」を「船舶整備公団」に改める。

第九条中「三人以内」を「四人以内」に改める。

第十三条第一号を次のように改める。

一　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

第十九条第五号中「解撤する」を「解撤し、又は貨物船を輸出する」に、「本邦の各港間における運輸省令で定める種類の貨物の運送に適した構造を有する鋼製の貨物船」を「運輸省令で定める総トン数未満の鋼製の貨物船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう遠洋区域を航行区域とするものを除く。）」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十二号を同条第十四号とし、同条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号中「第八号」を「第十号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号の次に次の二号を加える。

八　老朽貨物船等の解撤又は貨物船の輸出を運輸省令で定める日までに行ない、その日から起算して運輸省令で定める期間を経過した日後に竣工する鋼製の貨物船（船舶安全法にいう遠洋区域を航行区域とするものを除く。）を建造する海上貨物運送事業者又は貨物船貸渡業者に対し、その間におけるこれらの者の当該事業の継続に必要な資金を貸し付け、又はこれらの者がする金融機関（政令で定める範囲のものに限る。）からの当該資金の借入れに係る債務について保証すること。

九　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）第八条第一項第四号（同法第五十八条において準用する場合を含む。）に掲げる事業として係船による船腹の調整を行なう内航海運組合又は内航海運組合連合会に対し、当該係船による船腹の調整の事業に必要な資金を貸し付けること。

第十九条の次に次の一条を加える。

（係船資金の貸付け）

第十九条の二　前条第九号の規定による資金の貸付けは、次の事項について定めた調整規程を設定している内航海運組合又は内航海運組合連合会に対して行なうものとする。

一　係船する船腹量及び係船の期間

二　組合員（内航海運組合連合会を直接又は間接に構成する内航海運組合の組合員を含む。次号において同じ。）に対しその係船する船腹量に応じて交付する交付金の額及び交付方法

三　組合員に対しその係船しない船腹量に応じて賦課する負担金の額及び徴収方法

2　公団は、前条第九号の規定による資金の貸付けの業務を行なう場合においては、貸付金の償還を確保するための方法を定め、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（債務保証）

第二十六条の二　政府は、法人に対する財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

第二十七条の次に次の二条を加える。

（利子補給）

第二十七条の二　政府は、公団が第十九条第八号若しくは第九号の規定により資金を貸し付け、又は同条第八号の規定により債務について保証するときは、政令で定めるところにより、当該貸付け又は当該債務保証に係る金融機関の貸付けにつき利子補給金を支給する旨の契約を公団又は当該金融機関と結ぶことができる。

2　前項の規定による利子補給金を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該契約をした会計年度以降、第十九条第八号の規程による貸付け又は同号の規定による債務保証に係る金融機関の貸付けにあつては十一年度以内、同条第九号の規定による貸付けにあつては九年度以内とする。

3　政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が国会の議決を経た金額をこえることとならないようにしなければならない。

4　利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、次の額を限度とする。

一　第十九条第八号の規定による貸付け又は同号の規定による債務保証に係る金融機関の貸付けにあつては、当該貸付けの貸付残高について、公団が当該貸付けのために借り入れた借入金の利率又は当該金融機関が通常それと同種類の貸付けを行なう場合における利率と年三分五厘との差の範囲内で運輸大臣が告示で定める利率で計算する額

二　第十九条第九号の規定による貸付けにあつては、当該貸付けの貸付残高について、公団が当該貸付けのために借り入れた借入金の利率と年五分五厘との差の範囲内で運輸大臣が告示で定める利率で計算する額

5　前項の規定により利子補給金の限度額を計算する場合において、当該貸付けの貸付残高が次の計算上の貸付残高をこえるときは、当該計算上の貸付残高を同項の貸付残高とする。

一　第十九条第八号の規定による貸付け又は同号の規定による債務保証に係る金融機関の貸付けにあつては、貸付契約が結ばれた日以後元本を三年以内の期間で運輸大臣が告示で定める期間すえおき、七年間半年賦均等で償還するものとした場合における計算上の貸付残高

二　第十九条第九号の規定による貸付けにあつては、貸付契約が結ばれた日以後元本を一年すえおき、六年間半年賦均等で償還するものとした場合における計算上の貸付残高

6　政府と公団又は金融機関との間に利子補給契約が成立したときは、公団又は当該金融機関は、当該契約に係る貸付けの貸付残高（第四項の規定により利子補給金の限度額を計算する場合において、前項の規定により同項の計算上の貸付残高を貸付残高とするときは、その額）についての利率を、公団が当該貸付けのために借り入れた借入金の利率又は当該金融機関が通常それと同種類の貸付けを行なう場合における利率から政府が支給する利子補給金の額を基礎として算出した利率だけ引き下げたものとしなければならない。

（損失補償）

第二十七条の三　政府は、公団が第十九条第九号の規定により資金を貸し付けるときは、政令で定めるところにより、当該貸付けによつて受けた損失を補償する旨の契約を公団と結ぶことができる。

2　政府は、前項の規定による損失を補償する旨の契約を結ぶ場合には、補償金の総額が国会の議決を経た金額をこえることとならないようにしなければならない。

第三十三条を第三十三条の二とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

（負担金に係る債権の保全等）

第三十三条　第十九条第九号の規定による資金の貸付けを受けた内航海運組合又は内航海運組合連合会は、第十九条の二第一項第三号の負担金に係る債権について、善良な管理者の注意をもつてこれを保全し、かつ、その取立てに努めなければならない。

第三十四条第三号中「第二十四条第一項」を「第十九条の二第二項、第二十四条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　特定船舶整備公団は、この法律の施行の日において、船舶整備公団となるものとする。

3　この法律の施行の際現に船舶整備公団という名称を使用している者については、改正後の船舶整備公団法（以下「新法」という。）第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（債務保証の限度額）

5　政府は、昭和四十一年度において新法第二十六条の二の規定により公団の債務について保証する場合には、保証に係る債務の総額が二十五億七千四百九十万円をこえることとならないようにしなければならない。

（利子補給の限度額）

6　政府は、昭和四十一年度において新法第十九条第八号の規定による貸付け又は同号の規定による債務保証に係る金融機関の貸付けにつき新法第二十七条の二第

一項の規定により利子補給金を支給する旨の契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が六億四千三百三十九万五千円をこえることとならないようにしなければならない。

7　政府は、昭和四十一年度において新法第十九条第九号の規定による貸付けにつき新法第二十七条の二第一項の規定により利子補給金を支給する旨の契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が三千六百九十五万三千円をこえることとならないようにしなければならない。

（損失補償の限度額）

8　政府は、昭和四十一年度において新法第二十七条の三第一項の規定により損失を補償する旨の契約を結ぶ場合には、補償金の総額が二億三千四百九十万円をこえることとならないようにしなければならない。

（公職選挙法の一部改正）

9　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中「特定船舶整備公団」を「船舶整備公団」に改める。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正）

10　石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の三第一項中「特定船舶整備公団」を「船舶整備公団」に改める。

（登録税法の一部改正）

11　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ十中「特定船舶整備公団」を「船舶整備公団」に改める。

（印紙税法の一部改正）

12　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五ノ七中「特定船舶整備公団」を「船舶整備公団」に改める。

（所得税法の一部改正）

13　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中特定船舶整備公団の項を削り、専売共済組合の項の次に次のように加える。

船舶整備公団	船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）

（法人税法の一部改正）

14　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中特定船舶整備公団の項を削り、水害予防組合及び水害予防組合連合の項の次に次のように加える。

船舶整備公団	船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）

（地方税法の一部改正）

15　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「特定船舶整備公団」を「船舶整備公団」に改める。

（行政管理庁設置法の一部改正）

16　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「特定船舶整備公団」を「船舶整備公団」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

17　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の二の三中「特定船舶整備公団」を「船舶整備公団」に改める。

第二十一条第五項及び第六項中「特定船舶整備公団監理官」を「船舶整備公団監理官」に改める。

第二十三条第一項第三号の二中「特定船舶整備公団」を「船舶整備公団」に改める。

（内閣総理・大蔵・通商産業・運輸・自治大臣署名）

法律第百五十号（昭四一・一二・二六）

◎内航海運業法の一部を改正する法律

内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「左に」を「次に」に改める。

第二条第四項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「内航運送業者」を「内航運送業を営む者」に、「内航運送取扱業者」を「内航運送取扱業を営む者」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「登録」を「許可」に改める。

第四条の見出し中「登録」を「許可」に改め、同条第一項中「登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）」を「許可を受けようとする者」に、「左に」を「次に」に改め、第三号を削り、同項第四号中「使用する船舶」を「営業所の名称及び位置、使用する船舶」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第五条を次のように改める。

（許可の欠格条項）

第五条　次の各号の一に該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。

一　この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二　第二十三条の規定により内航海運業の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三　法人で、その役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

第六条の見出しを「（許可の基準）」に改め、同条第一項を次のように改める。

運輸大臣は、第三条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　当該事業の開始が一般の需要に適合するものであること。

二　内航運送業にあつては、当該事業の用に供する船舶の船腹量が運輸省令で定める船腹量をこえるものであること。

三　当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

四　当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

第六条第二項中「登録」を「許可」に、「拒否しなければならない」を「してはならない」に改め、同条第三項を削る。

第七条を削り、第六条の二第一項中「内航海運業者」を「第三条第一項の許可を受けた者（以下「内航海運業者」という。）」に改め、同条第二項中「第三条第一項の登録を受けた」を削り、「、その登録の日」を「その許可を受けた日」に、「当該登録」を「当該許可」に改め、同条を第七条とする。

第八条を次のように改める。

（事業計画等の変更）

第八条　内航海運業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。ただし、営業所の名称その他運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2　第六条の規定は、前項の認可について準用する。

3　内航海運業者は、第一項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4　第三条第二項の届出をした者は、その届出をした事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第九条第一項中「内航運送取扱業者」を「第三条第一項の規定による内航運送取扱業の許可を受けた者（以下「内航運送取扱業者」という。）」に改める。

第十四条を次のように改める。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併）

第十四条　第三条第一項に規定する内航海運業の譲渡し及び譲受けは、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　内航海運業者である法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、内航海運業者である法人と内航海運業者でない法人が合併する場合において、内航海運業者である法人が存続するときは、この限りでない。

3　第五条及び第六条の規定は、前二項の認可について準用する。

4　第一項の認可を受けて第三条第一項に規定する内航海運業を譲り受けた者又は第二項の認可を受けて内航海運業者である法人が他の法人と合併した場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可に基づく権利義務を承継する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（相続）

第十四条の二　内航海運業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の営んでいた第三条第一項に規定する内航海運業を引き続き営もうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2　相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合においては、その認可をした旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、第三条第一項の規定にかかわらず、当該事業を営むことができる。

3　第五条及び第六条の規定は、第一項の認可について準用する。

4　第一項の認可を受けた相続人は、被相続人に係る許可に基づく権利義務を承継する。

第十五条中「内航海運業の登録を受けた者」を「内航海運業者」に改める。

第二十条中「内航運送業者」を「第三条第一項の規定による内航運送業の許可を受けた者（以下「内航運送業者」という。）又は同条第二項の規定による内航運送業の届出をした者」に改める。

第二十二条を削り、第二十一条の見出し中「休止等」を「休止及び廃止」に改め、同条第一項中「内航海運業者」の下に「又は第三条第二項の届出をした者」を、「休止し」の下に「、又は廃止し」を加え、同条第二項を削り、同条を第二十二条とし、第二十条の二中「第三条第一項の登録を受けた」を削り、「内航船舶貸渡業者」を「第三条第一項の規定による内航船舶貸渡業の許可を受けた者」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十三条の見出し中「登録の取消」を「許可の取消し」に改め、同条第一項中「第三条第一項の登録を受けた」を削り、「左の」を「次の」に、「内航海運業の登録」を「内航海運業の許可」に改め、同項第一号中「又はこの法律の規定に基く処分」を「若しくはこの法律の規定に基づく処分又は許可若しくは認可に附した条件」に改め、同項第二号中「第六条第一項」を「第五条」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第二十四条第一項中「登録のまつ消」を「廃止の届出をしたとき、又は前条の規定による許可の取消し」に改める。

第二十五条中「内航海運業者」の下に「又は第三条第一項の届出をした者」を加える。

第二十五条の三の次に次の一条を加える。

（許可等の条件）

第二十五条の四　許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該内航海運業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第二十六条第一項中「、内航海運業者」の下に「若しくは第三条第一項の届出をした者」を、「に内航海運業者」の下に「若しくは同項の届出をした者」を加える。

第二十八条中「第三条第一項の登録を受けた者」を「内航海運業者」に、「同条」を「第三条」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（聴聞）

第二十九条の二　海運局長は、その権限に属する次に掲げる事項について、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聴聞することができる。

一　内航海運業の許可

二　内航海運業の事業の停止及び許可の取消し

2　海運局長は、その権限に属する前項各号に掲げる事項について利害関係人の申請があったときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聴聞しなければならない。

3　前二項の聴聞に際しては、利害関係人に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

4　第一項及び第二項の聴聞に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第三十条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改める。

第三十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「変更登録」を「認可」に、「第四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項」を「事業計画」に改める。

第三十三条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同条第二号中「第二十条の二」を「第二十一条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に改正前の内航海運業法（以下「旧法」という。）第三条第一項（旧法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による内航海運業の登録を受けている者で、引き続き当該事業を営んでいるもの（改正後の内航海運業法（以下「新法」という。）第三条第一項（新法第二十七条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者を除く。以下「登録内航海運業者」という。）については、昭和四十四年九月三十日までは、旧法（第十四条（第二十七条において準用する場合を含む。）を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

3　登録内航海運業者が昭和四十四年十月一日以後引き続き当該事業を営もうとするときは、昭和四十四年三月一日から同月三十一日までに新法第四条（新法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請の手続をするものとする。

4　前項の規定により新法第三条第一項（新法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による内航運送取扱業の許可を申請した者が、その許可を受けたときは、その際現に供託している営業保証金は、その許可を受けた内航運送取扱業について、新法第九条第一項（新法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により供託したものとみなす。

5　登録内航海運業者（この法律の施行の際現に旧法第三条第一項（旧法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による内航運送取扱業の登録を受けているものに限る。）は、昭和四十四年十月一日以後においても、旧法第二十四条（旧法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の例により、営業保証金を取りもどすことができる。

6　登録内航海運業者について、附則第二項の規定により旧法の規定がなお効力を有する間に相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、登録内航海運業者の地位を承継する。

7　この法律の施行前（登録内航海運業者については、附則第二項の規定により旧法の規定がなお効力を有する期間の経過前）にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（運輸省設置法の一部改正）

8　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の五の次に次の一号を加える。

十五の五の二　内航海運業を許可し、及び内航海運業の業務に関し認可すること。

第六条第一項第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四　内航海運業の許可若しくはその取消し又は事業の停止

第二十三条第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　内航海運業の許可又は認可に関すること。

（港湾運送事業法の一部改正）

9　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第一項中「内航海運業法の内航運送業者又は内航運送取扱業者」を「内航海運業法第三条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による内航運送業若しくは内航運送取扱業の許可を受けた者又は同法第三条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による内航運送業の届出をした者」に、「いう」を「総称する」に改め、「又は合併し」を削り、「第十四条」を「第十四条の二第二項」に改める。

（港湾運送事業法の一部改正に伴う経過措置）

10　前項の規定による改正後の港湾運送事業法第三十三条の三の規定の適用については、登録内航海運業者（この法律の施行の際現に旧法第三条第一項（旧法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による内航運送業又は内航運送取扱業の登録を受けているものに限り、附則第六項の規定により当該登録内航海運業者の地位を承継した者を含む。）は、附則第二項の規定により旧法の規定がなお効力を有する間、内航海運業者とみなす。

（船舶整備公団法の一部改正）

11　船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項及び第五項中「登録」を「許可」に改める。

（船舶整備公団法の一部改正に伴う経過措置）

12　船舶整備公団法第十三条及び第十九条の規定の適用については、登録内航海運業者（この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による内航運送業又は内航船舶貸渡業の登録を受けているものに限り、附則第六項の規定により当該登録内航海運業者の地位を承継した者を含む。）は、附則第二項の規定により旧法の規定がなお効力を有する間、海上貨物運送事業者又は貨物船貸渡業者とみなす。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百五十一号（昭四一・一二・二八）

◎石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正）

第一条　石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出し中「貸金債務」を「貸金債務等」に改め、同条中「買取の日までに弁済期の到来しているもの」の下に「並びに当該鉱山労働者に対しその採掘権者又は租鉱権者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて、その買取の日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの（当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。）」を加える。

第三十五条の三の見出しを「（債務の弁済）」に改め、同条第一項第一号中「放棄した日までに弁済期の到来しているもの」の下に「並びに当該鉱山労働者に対し当該廃止事業者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて当該採掘権又は租鉱権を放棄した日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの（当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。）」を加え、同条第二項中「及び同項各号」を「並びに同項各号」に、「債務が同項第二号に掲げる債務に優先する限度」を「債務の弁済にあてるべき金額（同号に掲げる債務の額がその債務の弁済にあてるべき金額をこえる場合にあつては、同号に掲げる賃金の支払の債務の弁済及び貯蓄金の返還の債務の弁済にそれぞれあてるべき金額）及び同項第二号に掲げる債務の弁済にあてるべき金額」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第一号（昭四二・一・一八）

◎旧勲章年金受給者に関する特別措置法（衆法）

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、旧勲章年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われたこと等の事情にかんがみ、その処遇の改善を図るため、特別の措置として一時金を支給することに関して定めるものとする。

（一時金の受給権者）

第二条 昭和二十年十二月三十一日において旧金鵄勲章年金令（明治二十七年勅令第百七十三号）による年金（同令第三条の規定によるものを除く。）を受ける権利を有していた者で昭和三十八年四月一日に日本の国籍を有していたもの（以下「旧勲章年金受給者」という。）には、一時金を支給する。

（一時金の額）

第三条 一時金の額は、十万円とする。

（認定）

第四条 一時金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。

（一時金を受けることができない者）

第五条 旧勲章年金受給者で昭和二十一年一月一日から昭和三十八年三月三十一日までの間に死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたものには、一時金を支給しない。

（一時金を受ける権利の受継）

第六条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に一時金の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした一時金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした一時金を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

（異議申立期間）

第七条 一時金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

（時効の中断）

第八条 一時金に関する処分についての異議申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

（時効）

第九条 一時金を受ける権利は、四年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

（受給権の保護）

第十条 一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（非課税等）

第十一条 一時金については、その支給を受けた金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

2 一時金に関する書類には、印紙税を課さない。

（一時金の支払）

第十二条 一時金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 内閣総理大臣は、一時金の支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏及び前項の政令で定める者の指定する者に交付することができる。

4 第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

（事務の委任）

第十三条 内閣総理大臣は、この法律によりその権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者に委任することができる。

（総理府令への委任）

第十四条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、総理府令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、附則第二項及び第三項の規定を除き、昭和三十八年四月一日から適用し、附則第二項及び第三項の規定は、昭和四十二年一月一日から適用する。

（勲等年金受給者に対する措置）

2 昭和二十一年三月三十日内閣告示第九号により勲等年金を支給する旨の通知を受けた者で昭和四十二年一月一日においてその支給を受けることができるものには、一時金として三万円を支給する。この場合においては、第四条及び第六条から第十二条までの規定を準用する。

3 勲等年金は、昭和四十二年分以降、支給しない。

（一時金の支給の開始時期）

4 この法律の規定に基づく一時金は、この法律の施行の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日からその支給を始めるものとする。

（総理府設置法の一部改正）

5 総理庁設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の二に次の一号を加える。

六 旧勲章年金受給者に関する特別措置法（昭和四十二年法律第一号）の施行に関すること。

（内閣総理・法務・大蔵・郵政・自治大臣署名）

法律第二号（昭四二・一・一八）

◎連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「給付金の支給原因」を「給付金（特別給付金を除く。）の支給原因」に、「事実の生じた日」を「事実の生じた日とし、特別給付金については連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第　号。以下「一部改正法律」という。）の施行の日とする。」に改める。

第五条中「給付金に相当する給付を受け、」を「給付金（特別給付金を除く。以下この項において同じ。）に相当する給付を受け、」に改め、同条に次の一項を加える。

2　この法律による障害給付金、遺族給付金及び打切給付金に相当する他の法令の規定による給付の価額がこの法律による当該給付金の額をこえていることにより、前項の規定によりこの法律による当該給付金の支給を受けなかつたときは、当該こえる金額の限度において、この法律による特別給付金を支給しない。

第六条に次の一号を加える。

七　特別給付金

第十四条第三項中「この法律による給付金」の下に「（特別打切給付金を除く。）」を加え、同条の次に次の四条を加える。

（特別給付金の種類）

第十四条の二　特別給付金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　特別障害給付金

二　特別遺族給付金

三　特別打切給付金

（特別障害給付金の支給）

第十四条の三　特別障害給付金は、障害給付金の支給を受ける権利を有した者で一部改正法律の施行の日において別表に定める程度の身体障害が存するものに支給する。

2　特別障害給付金の額は、別表に定める障害の等級により定めた次の表の金額とする。

障害の等級	特別障害給付金の金額
第一級から第三級まで	一八四、〇〇〇円
第四級から第七級まで	一一三、〇〇〇円
第八級から第一〇級まで	五五、〇〇〇円
第一一級から第一四級まで	一八、〇〇〇円

3　第一項に規定する者が、連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかつた後に連合国占領軍等の行為等によらないで負傷し、又は疾病にかかつた場合であつても、従前の身体障害の程度のみによつて特別障害給付金を支給するものとする。

4　第一項に規定する者がこの法律の施行前にその身体障害につき障害給付金に相当する見舞金の支給を受け、その金額が障害給付金の額をこえている場合においては、当該こえる金額を特別障害給付金の額から控除した金額を支給する。

5　第九条第三項から第六項までの規定は、特別障害給付金に係る身体障害の等級及びその額について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「障害給付金」とあるのは、「特別障害給付金」と読み替えるものとする。

（特別遺族給付金の支給）

第十四条の四　特別遺族給付金は、第十条第一項に規定する遺族に支給する。

2　特別遺族給付金の額は、十五万五千円とする。

3　第一項に規定する遺族がこの法律の施行前に遺族給付金に相当する見舞金の支給を受け、その金額が遺族給付金の額をこえている場合においては、当該こえる金額を特別遺族給付金の額から控除した金額を支給する。

4　第十一条並びに第十二条第一項及び第二項の規定は特別遺族給付金の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位について、同条第三項の規定は特別遺族給付金の支給を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「この法律の施行の日」とあるのは、「一部改正法律の施行の日」と読み替えるものとする。

（特別打切給付金の支給）

第十四条の五　特別打切給付金は、打切給付金の支給を受けた者に支給する。

2　特別打切給付金の額は、十八万六千円とする。

第十九条第二項中「第十七条の規定」を「第十七条の規定（その準用規定を含む。）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（この法律の施行前に死亡した被害者の遺族に対する支給金）

2　国は、被害者（この法律による改正後の連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項に規定する被害者をいう。以下同じ。）で昭和三十六年十二月二十日前に連合国占領軍等の行為等（新法第二条第一項に規定する連合国占領軍等の行為等をいう。以下同じ。）によらないで死亡したものにつき、当該死亡の日において新法を適用するとしたならば、その者が新法の規定により支給を受けることとなる療養給付金、休業給付金、障害給付金又は特別障害給付金の額に相当する金額の支給金を、その者の遺族でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものに対し、支給する。

3　国は、被害者で昭和三十六年十二月二十日以後この法律の施行の日前に連合国占領軍等の行為等によらないで死亡したものにつき、当該死亡の日において新法を適用するとしたならば、その者が新法の規定により支給を受けることとなる特別障害給付金又は特別打切給付金の額に相当する金額の支給金を、その者の遺族でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものに対し、支給する。

4　新法第四条、第十一条、第十二条、第十五条から第十七条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定は、前二項の支給金について準用する。この場合にお

いて、新法第十一条及び第十二条中「この法律の施行の日」とあるのは、「連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第　　号）の施行の日」と読み替えるものとする。

（妻に対する支給金）

5　この法律の施行の際における被害者の妻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はこの法律の施行前に被害者が死亡している場合においては被害者の死亡の当時における妻で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、この法律の施行の日において日本の国籍を有するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額の支給金を支給する。

一　新法の規定により特別障害給付金の支給を受けることができる者で当該身体障害の等級が第一級から第三級までに該当するものの妻　七万五千円

二　新法の規定により特別障害給付金の支給を受けることができる者で当該身体障害の等級が第四級から第七級までに該当するものの妻　五万円

三　新法の規定により特別遺族給付金の支給を受けることができる者で被害者の死亡の当時における妻（新法第十四条の四第四項において準用する新法第十二条第一項第一号に掲げる者である場合に限る。）であるもの　五万円

四　新法の規定による特別打切給付金の支給を受けることができる者の妻　五万円

五　附則第二項又は第三項の規定により次に掲げる支給金の支給を受けることができる者で被害者の死亡の当時における妻（前項において準用する新法第十二条第一項第一号に掲げる者である場合に限る。）であるもの

イ　第一級から第三級までの身体障害の等級による特別障害給付金の額に相当する金額の支給金の支給を受けることができるもの　七万五千円

ロ　第四級から第七級までの身体障害の等級による特別障害給付金の額に相当する金額の支給金の支給を受けることができるもの　五万円

ハ　特別打切給付金の額に相当する金額の支給金の支給を受けることができるもの　五万円

6　新法第四条、第十五条から第十七条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定は、前項の支給金について準用する。

（内閣総理大臣署名）

（大蔵省印刷局製造）